

○御殿場市子ども条例

平成28年3月29日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、子どもを社会全体で育成し、支えていくための取組について、その基本理念を定め、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市の役割並びに基本的な施策等を明らかにすることにより、今を生き未来を担う子どもの育成に主体的に関わり、もって全ての子どもが生き生きと輝き、健やかに成長していける社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね15歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者をいう。
- (4) 地域団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で活動を行う団体をいう。
- (5) 学校等 幼稚園、小学校、中学校、保育所その他これに類するものをいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 子どもの育成は、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市の全てが責任を有することを認識し、それぞれの役割に応じて主体的に関わるとともに、全ての子どもの幸せと健やかな成長を目指し、相互に連携を図りながら行われなければならない。

2 子どもの育成は、子ども一人一人の人格を尊重するとともに、子どもが社会において保障されるべき様々な権利を有していることを認識して行われなければならない。

3 子どもの育成は、思いやりのある心、郷土を愛する心及び自ら考え判断し行動する力を持ち、社会の一員として責任ある行動をとれる子どもを育てることを基本として行われなければならない。

4 子どもの育成は、日常生活における大人の言葉や行動が子どもに大きな影響を与えることを認識し、子どもの模範となることを心掛けて行われなければならない。

(保護者の役割)

第4条 保護者は、子どもの行動や人格の形成に最も大きな責任を負うことを自覚し、愛情を持って子どもが健やかに育つよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身につけさせるよう自らが模範となるとともに、成長段階に応じた子どもとの適切な関わりを保ちながら、子どもの心身のよりどころとなる家庭環境づくりに努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、日頃から地域において子どもの見守りや声かけ等を行うとともに、注意を促さなければならない場合には、より積極的に声かけをすることを通して、子どもとの関わりを深めるよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第6条 地域団体は、地域のつながりを生かしながら、子どもの育成のために相互に協力して、地域における子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、人間力と社会力を核とする心の教育を基本に、子どもの年齢や発達段階に応じた知識や技能の習得とともに、自ら考え、解決していく教育を推進しながら、生きる力を育むよう努めるものとする。

2 学校等は、子どもの豊かな人間性と将来の可能性を育むことを踏まえ、保護者や地域団体と連携し、子どもを育成できる環境づくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、第4条に規定する保護者の役割を十分に認識し、職場で働く保護者がその子どもとの関わりを深めることができるよう努めるものとする。

2 事業者は、子どもが参加できる職場体験活動等のキャリア教育の推進に協力し、その他子どもの育成に関わる活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(市の役割)

第9条 市は、子どもを社会全体で育成し、支えていくための施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるよう努め、その実施に当たっては、より多くの理解と協力を得るよう努めるものとする。

3 市は、保護者、市民、地域団体、学校等及び事業者における子どもの育成に関する取組について、相互の連携と協力が図られるよう総合的な調整を行うものとする。

(行動計画の策定等)

第10条 市長は、前条第1項の施策を総合的かつ効果的に実施するための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、広く市民の意見を聴く

とともに、当該意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(相談体制の充実)

第11条 市は、関係機関との連携を深め、いじめや虐待の防止その他の子どもの育成に関する相談体制の充実を図るものとする。

(15歳以上18歳未満の者についての配慮)

第12条 この条例の施行に当たっては、保護者、市民、地域団体、学校等、事業者及び市は、子どもから大人への成長過程にあるおおむね15歳以上18歳未満の者についても、自ら考え判断し行動する力その他の大人として必要な資質が育まれるよう、適切な配慮をするものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。